誓約書

加須市有料広告掲載要綱に基づく有料広告の掲載の申込みに当たり、加須市有料広告掲載基準第３条第２項に該当しないことを誓約します。

この誓約書で誓約した内容が、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置についての異議の申し立てを行いません。

なお、有料広告掲載要件等の確認のため、貴市が関係機関に照会することについて承諾します。

　令和　　年　　月　　日

住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　印

　加須市長　角田　守良　様

加須市有料広告掲載基準（令和元年６月２４日市長決裁）＜抜粋＞

（規制業種又は事業者等）

第３条

２　次に掲げる事業者等の広告は、掲載しない。

（１）法令に違反している事業者

（２）市の市税を滞納している事業者

（３）規制の対象となっていない業種において、社会問題を起こしている事業者

（４）法律に定めのない医療類似行為を行う者

（５）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）及び会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による再生手続中又は更生手続中の事業者

（６）本市と係争中の者

（７）加須市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成２２年加須市長職務執行者決裁）に基づく指名停止期間中の者

（８）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団又は関連事業者